

令和 5 年 3 月 15 日

建設業法第 27 条の 37 に基づく届出団体 各位

自治体（とんび会）要望活動等への対応方針について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

平素よりお世話になっております。国土交通省建設業課です。

標記について、「とんび会」が実施する予算要望活動等に関し、これまで令和 2 年 6 月 19 日以降、都度、感染防止対策徹底のお願いをして参りました。

今般、マスク着用の考え方について見直し等なされたことから、添付 P D F のとおり 3 月 13 日付で官房広報課より、改めて「とんび会」対し対応協力のお願いをいたしました。（当面の間、大臣・副大臣・大臣政務官の個室への入室時には、マスクの着用をお願いしています。）

同内容について関係事業者、関係事業者団体、組合等に対しても同様のお願いをするよう周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれましても別添内容についてご理解、ご協力いただきますとともに、貴会会員に対しましても、周知等の対応をしていただけますようよろしくお願いいたします。

不動産・建設経済局 建設業課 03-5253-8111(代表)

以 上

全国都道府県・政令指定都市
国土交通省担当者連絡協議会 御中

令和5年3月13日
国 土 交 通 省

新型コロナウイルス感染防止に向けた協力のお願いについて

平素より国土交通行政に対するご理解とご協力に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、貴団体が実施される予算要望活動等に関し、感染防止対策の徹底につきまして、令和4年10月17日付文書においてお願いをしてまいりましたが、その後の状況の変化等を踏まえ、今後は以下の点にご留意いただきますよう、改めてお願ひいたします。また、各都道府県におかれましては関係市町村へのご連絡をお願いいたします。

- 地方公共団体の長又は地方議会の議長が対面による面会を希望される場合には、訪問人数を必要最小限にするとともに、一定の間隔の確保等、基本的な感染防止対策徹底へのご協力をお願いいたします。

なお、当面の間、大臣・副大臣・大臣政務官の個室への入室時には、マスクの着用をお願いいたします。

- 要望書等を郵送などで受け付ける場合であっても、面会による場合の扱いと何ら変わりなく、要望内容等については真摯に受け止めさせていただきます。
- 各地方ブロックにおける対応については、それぞれを担当する地方支分部局にお問い合わせください。

以 上